

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA会社（以下「会社」という。）B部（以下「事業所」という。）に障害者枠の契約社員として雇用され、一般事務等に従事していた。

請求人によると、請求人は、平成〇年夏頃から平成〇年〇月末までの間に3、4回、C係長に頼まれ職場内の会話をICレコーダーで盗聴する行為（以下「本件盗聴行為」という。）をさせられた。また、C係長から命令口調で平成〇年〇月〇日実施のD県Eへの日帰りの慰安旅行（以下「本件旅行」という。）に参加するよういわれ、本件旅行に参加したところ、C係長から、旅行中にキスを強要されたり、旅行の帰りにはスナックに付き合わされ飲酒させられた後、ホテルに連れ込まれ性交渉を強要されるなどのセクシュアルハラスメント（以下「本件セクハラ」という。）を受けた。その後、情緒不安定となり、体重も減ったとして、平成〇年〇月〇日にFクリニックに受診し「適応障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これら処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを

棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）

作成の意見書によると、請求人は平成〇年〇月〇日頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」を発病したとされている。請求人の発病に至る経緯に照らすと、当審査会としても専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人らは、本件旅行は業務ないし準業務であったと主張しているが、請求人は、要旨、「本件旅行は強制参加のものではなく、自由参加でした。」と申述しており、本件旅行日に年次有給休暇を取得し、その費用も全額自己負担していることから、本件旅行が業務であったとは認められない。

また、請求人らは、本件旅行の売上額は請求人の営業成績に直結し報償金を支払われていたから業務であると主張しているが、そのことは本件旅行自体が業務として行われたかどうかの判断に影響を与えない。

(4) 請求人らは、「本件盗聴行為」を業務と認めないのは誤りであると主張しているが、一般的に盗聴行為は業務とは認められない。本件盗聴行為についてみると、C係長が自分への悪口が気になり、個人的に請求人に依頼して行われたものであり、業務であったとは認められない。

(5) 請求人らは、会社の本件セクハラ対応を発病後の出来事として評価しないのは誤りであると主張しているが、会社の対応は、発病した精神障害を著しく悪化させるような認定基準別表1の「特別な出来事」に該当するとは認められない。

(6) 請求人らは、PTSDの発病を否定するのは誤りであると主張しているが、PTSDの発病は確定判決において明確に否定されている。

なお、PTSDの発病が仮に事実であったとして検討しても、G整形外科・心療内科に受診し「心的外傷後ストレス障害、うつ病」と診断された平成〇年〇月〇日以前6か月間において、請求人の精神障害を著しく悪化させるような認定基準別表1の「特別な出来事」は認められない。

(7) 以上のとおり、認定基準に照らし、強い心理的負荷を伴う業務による出来事は認められない。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。請求人らのその余の主張を考慮しても、上記結論を左右しない。

よって主文のとおり裁決する。